

「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件」の概要

令和8年7月
出入国在留管理庁

1 改正の趣旨

令和元年6月14日に「観光立国推進閣僚会議」において決定された「観光ビジョン実現プログラム2019」を踏まえてスキーインストラクターのための在留資格「特定活動」（第50号）が令和2年9月に導入されているところ、対象となる外国人の要件である、公益社団法人日本プロスキー教師協会（S I A）が認定するスキーインストラクターの資格の名称に変更があったことから、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件第50号に係る別表第12を改正するものである。

2 改正の概要

公益社団法人日本プロスキー教師協会（S I A）が認定するスキーインストラクターの資格の名称について、次のとおり改正する。

- （1）アルペンスキー・レベルⅠ
- （2）アルペンスキー・レベルⅡ
- （3）アルペンスキー・レベルⅢ
- （4）アルペンスキー・レベルⅣ

3 今後の予定

公布日：令和8年8月頃

施行日：公布日